

東大和市消防団条例の一部を改正する条例

東大和市消防団条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「有し」の次に「、勤務し」を加え、「勤務している」を「通学している」に改める。

第8条中「、団長にそれぞれ」を「団長にそれぞれ」に改める。

第10条第1号中「挺して」を「^{てい}挺して」に改め、同条第3号中「慎しまなければ」を「慎まなければ」に改める。

第11条を削る。

第12条の見出しを「（分限）」に改め、同条中「罷免する」を「降任し、又は免職する」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（懲戒）

第12条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、これを懲戒することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があつたとき。

2 前項の懲戒は、次の区分により行う。

- (1) 戒告
- (2) 停職
- (3) 免職

3 停職は、1か月以内の期間を定めてこれを行う。

第13条第5号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第6号を削る。

第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第1項中「防災活動・訓練等」を「防災活動、訓練等」に改め、「においては」の次に「、費用弁償として」を加え、「手当」を「額」に改め、同条第2項中「手当の」を「費用弁償の」に改める。

第16条の見出しを削り、同条第1項中「ときは」の次に「、費用弁償として」を加え、同条第2項中「旅費の支給方法等」を「前項の費用弁償の支給方法等」に改める。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（災害補償等）

第18条 団員に対し、東京市町村総合事務組合の条例に定めるところにより、災害補償費、退職報償金及び賞じゆつ金を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。